○国土交通省告示第四百八十八号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、熊本空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については告示の日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十五年十月一日からそれぞれ適用する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

熊本県上益城郡益城町大字寺中及び同町大字田原

ロ　次に示す区域のうち熊本空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に熊本空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

熊本県菊池郡大津町大字岩坂、同郡菊陽町大字戸次、同町大字馬場楠、同町大字曲手、同県熊本市東区戸島町、同県上益城郡益城町大字平田及び同町大字小谷

二　第二種区域及び第三種区域の指定を解除する区域

第二種区域及び第三種区域の全部

備考　一に掲げる区域は、平成二十四年四月二十日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第四百八十九号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第八条の二、第九条第一項及び第九条の二第一項の規定に基づき、鹿児島空港について次のように第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、第一種区域については平成二十五年四月一日から、第二種区域及び第三種区域については平成二十四年四月二十日から、それぞれ適用する。

平成二十四年四月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　第一種区域の指定を解除する区域

イ　次に示す区域

鹿児島県霧島市隼人町内

ロ　次に示す区域のうち鹿児島空港事務所に備え置いて縦覧に供する図面に鹿児島空港に係る第一種区域の指定を解除する区域として示す部分

鹿児島県霧島市溝辺町麓、同市隼人町嘉例川、同町西光寺及び同町東餅

二　第二種区域の指定を解除する区域

第二種区域として指定されている区域のうち、滑走路の短辺の側における滑走路の中心線（その延長線を含む。以下単に「中心線」という。）上の滑走路の南側末端から滑走路の外側へ五百二十メートルの地点において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から十メートルの距離にある二つの地点のうち東側のものを（イ）と、西側のものを（ロ）とし、中心線上の滑走路の南側末端から滑走路の外側へ四百六十四メートルの地点において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から二十五メートルの距離にある二つの地点のうち東側のものを（ハ）と、西側のものを（ニ）とし、中心線上の滑走路の南側末端において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から七十三メートルの距離にある二つの地点のうち東側のものを（ホ）と、西側のものを（ヘ）とした場合において、（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）、（ヘ）及び（イ）の各地点を順次結んだ線により囲まれた区域以外の区域

三　第三種区域の指定を解除する区域

第三種区域として指定されている区域のうち、中心線上の滑走路の南側末端から滑走路の外側へ二百二十二メートルの地点において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から五メートルの距離にある二つの地点のうち東側のものを（ト）と、西側のものを（チ）とし、中心線上の滑走路の南側末端から滑走路の外側へ二百メートルの地点において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から十一メートルの距離にある二つの地点のうち東側のものを（リ）と、西側のものを（ヌ）とし、中心線上の滑走路の南側末端において中心線と直角をなす直線上にあって、同地点から四十二メートルの距離にある二つの地点のうち東側のものを（ル）と、西側のものを（ヲ）とした場合において、（ト）、（チ）、（ヌ）、（ヲ）、（ル）、（リ）及び（ト）の各地点を順次結んだ線により囲まれた区域以外の区域

備考　一に掲げる区域は、平成二十四年四月二十日における行政区画によって表示されたものとする。

○環境省告示第七十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十八条第一項の規定に基づき福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十日

環境大臣　細野　豪志

はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）は、平成23年８月末の公布以後、特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）や政省令の整備、国が除染等の措置等を実施する除染特別地域の指定等を経て、平成24年１月１日に全面施行されたところである。

全面施行を受け、国等は、特措法に基づく除染等の措置等を迅速かつ適切に実施することになる。除染特別地域における除染等の措置等については、特措法第28条に基づき策定する除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」又は「本計画」という。）に従って進めることとなった。

一方、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部より「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示された。除染等の措置等の実施は、警戒区域及び避難指示区域の見直しに密接に関係することから、特別地域内除染実施計画の策定に際しては、これらの区域の見直しの動向に留意することが求められることとなった。

これらを踏まえ、平成24年１月26日に、環境省は、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」として示したところである。除染ロードマップにおいては、環境省は、関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、同ロードマップを基本として、市町村等の関係者との協議・調整を行いつつ、具体的で実効ある特別地域内除染実施計画の策定及びその実施に取り組んでいくこととしている。

本計画は、特措法第28条の規定に基づく計画として、除染等の措置等の実施に関する方針、特別地域内除染実施計画の目標、特別地域内除染実施計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項、その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項について記述したものである。

特別地域内除染実施計画の期間

本計画においては、その対象期間を平成26年３月末までとし、当該期間における除染等の措置等に係る目標、実施内容等について次のとおり定めるものとする。ただし、除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の仮置場等での保管及び搬出については、仮置場等からの搬出が終わり、仮置場等が解消されるまでを本計画の期間とする。

１．除染等の措置等の実施に関する方針

除染等の措置等は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とし、以下の方針に基づき実施する。

①　除染等の措置等は、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に実施する。

②　概ね年間積算線量50ミリシーベルト以下となる地域について、除染等の措置等を実施する。

一方、概ね年間積算線量50ミリシーベルト超となる地域については、除染技術の確立及び作業員の安全性の確保のための除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。